

住民異動届の本人確認書類の提示にご協力ください

住民異動の各種届出の際、届出された方の本人確認を実施しておりますが、平成20年5月1日から、この本人確認が法律で定められ、より厳格になりました。

第三者からの偽り、その他不正な届出を防止するために実施しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○ 対象となる届出

すべての住民異動届(転入届、転居届、転出届、世帯変更届 など)

○ 本人確認の書類

(1) 1点の提示でよいもの(官公署が発行した本人の顔写真付の証明書など)

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書(ただし、平成24年4月1日以降に交付されたもの)
- ・在留カード又は特別永住者証明書

(2) 2点の提示が必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳・証書
- ・介護保険被保険者証
- ・市内路線バス高齢者優待乗車証
- ・社員証 など

○ 本人確認書類をお持ちでない場合

本人確認書類をお持ちでない場合でも届出できますが、窓口において口頭により、本人確認をさせていただく場合があります。

また、異動対象者ご本人宛に届出を受理した旨の通知をいたします。

○ 本人確認書類のコピーについて

代理人が届出をした場合は、本人確認書類をコピーさせていただく場合があります。

問い合わせ先：窓口サービス課 住基異動担当

TEL (0144) 32-6297(直通)